

ハーベスピア西神居宅介護支援センター居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団仁有会が開設するハーベスピア西神居宅介護支援センター居宅介護支援事業所（以下「ハーベスピア西神居宅介護支援センター」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適正な介護サービス計画書の作成及び介護サービス事業所との利用調整を行い、居宅介護者等が居宅において日常生活を営むために必要なサービスの利用等ができるように支援を行う。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、要介護者状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることへの予防に努めるとともに、自立した日常生活ができるように配慮し、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じた適切な保健医療サービス・福祉サービスが利用できるように支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 居宅介護支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：ハーベスピア西神居宅介護支援センター
- (2) 所在地：神戸市西区糺台5丁目6-1 西区文化センタービル6階

(事業内容)

第4条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定の申請代行を行う。
- (2) アセスメントを作成する。
- (3) 居宅介護サービス計画書を作成する。
- (4) サービス担当者会議を開催し、居宅介護サービス計画書を基にサービス利用のための調整を行う。
- (5) 定期的なモニタリングを行い、生活ニーズに変化が見られる場合は、再度、アセスメント、居宅介護サービス計画書を作成する。
- (6) 他の居宅介護支援事業所へ、保健・福祉・医療等に関する各種サービス情報の提供を行う。

(居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第5条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業所を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：ハーベスピア西神居宅介護支援センター

相談室他

(2) 使用する課題分析票の種類：利用者基本情報、課題分析標準項目を含んだセンターで作成した用紙及び課題整理総括表

(3) サービス担当者会議開催場所：利用者宅他

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：必要に応じて訪問、原則として1ヶ月に1回程度

2. 厚生労働大臣が定める基準（もしくは事業内容）は、事業所の見やすい場所に提示する。

3. 交通費について第6条に規程する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。

- ・片道 10km未満 500円
- ・片道 10km以上、1km毎に100円加算
- ・ 交通機関を利用した場合は実費負担

4. その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

(事業の実施地域)

第6条 事業実施地域は、次のとおりとする。

(1) 通常の事業実施地域は、神戸市西区・須磨区・垂水区・北区・明石市とする。

(対象者)

第7条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 40歳以上64歳までの特定疾患の若年者及びその家族を対象とする。
- (2) 65歳以上の要介護状態等の高齢者及びその家族を対象とする。

(保健・福祉・医療との連携)

第8条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターは、次の機関と連携を図らなければならない。

- (1) 神戸市西区・須磨区・垂水区・北区・明石市の保険年金課・保健センターとの緊密な連携を図る。
- (2) 指定居宅サービス事業所との緊密な連携を図る。
- (3) 指定介護保険施設との緊密な連携を図る。
- (4) 居宅介護支援事業所との緊密な連携を図る。
- (5) インフォーマルサービス事業所との緊密な連携を図る。

(職員の職種・員数及び勤務内容)

第9条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターに勤務する職員の職種・員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名 (介護支援専門員兼務)
- (2) 介護支援専門員 常勤兼務1名・常勤専従2名

(営業日及び営業時間)

第10条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターの営業日及び営業時間は、事業者老人保健施設職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(ハラスメント処理)

第11条

1 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定居宅介護支援等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（事業実施上の留意事項）

第16条 ハーベスピア西神居宅介護支援センターは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるように留意する。

3. 利用者からの苦情は、管理者に報告するとともに、関係機関へ報告する。

4. 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
5. 利用者に対する居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団仁有会が定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。